

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 交付要綱

（目的）

第1条 滋賀県では、さらなる健康寿命の延伸に向けて、健康増進や生活習慣病の発症予防、重症化予防などを通じた「健康なひとづくり」と、おのずと健康的な生活を送ることのできる「健康なまちづくり」を、企業や大学、地域団体、自治体など多様な主体とともに進めている。

その中でも、様々な理由から支援が必要な子どもを含めた子どもたちが心身ともに健康な生活を送るため、子どもの居場所づくりに取り組む NPO 等への支援を行い、地域全体で子どもの育ちを支える機運醸成を推進するため、知事は予算の範囲内で地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付については地域子供の未来応援交付金交付要綱（平成 28 年 2 月 9 日内閣総理大臣決定）および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 この補助金は、次の各号に掲げる者（以下「補助事業者」という。）を交付対象とする。

- (1) 営利法人（企業等）
- (2) 非営利法人（特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等）
- (3) 任意団体

2 次の各号に掲げる者は補助事業者としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号に該当する団体等

（交付対象事業）

第3条 この補助金の交付対象事業は、県民の健康づくりに資する取組に加えて、支援が必要な子どもを含めた子どもの居場所づくりを通して子育てしやすい環境づくりに資する観点からも実施されるものであり、補助事業終了後も継続的な取組が見込まれるものとする。

2 この補助金の交付対象事業は、原則として 1 補助事業者につき 1 件とし、年度内を通じて実施する一連の取組とする。

3 次の各号に掲げる事業は交付対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする取組
- (2) 慈善事業等への寄付行為を主目的とする取組
- (3) 特定の企業・団体の宣伝を目的とする取組
- (4) 政治的、宗教的な宣伝意図を持つ取組

（補助対象経費、補助率および補助限度額）

第4条 この補助金の交付対象となる経費、補助率および補助限度額は別表に定めるところによる。

2 実施主体が課税事業者（免税事業者および簡易課税事業者以外）の場合には、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の

税率を乗じて得た金額。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、様式第2号により補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、前条の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、様式第3号に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業を中止するとき

(2) 補助金交付決定額の30パーセントを超える補助金額の減額があるとき

(3) 補助事業の重要な部分の変更があるとき

2 知事は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助事業の中止の承認決定または補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(事業遅延の届出)

第8条 補助事業者は、補助滋養が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定より、知事が必要があると認めるときは、補助事業者は様式第5号による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する補助事業実績報告書は、様式第6号のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して30日以内または令和5年3月10日のいずれか早い日までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の通知内容に適合すると認めるときは、交付すべき

補助金額を確定し、規則第 13 条の補助金の額の確定通知を様式第 7 号により行う。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の交付請求)

第 13 条 補助金は、精算払の方法により交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の決定のあった額の 2 分の 1 を限度として、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第 9 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 14 条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を対象外事業または対象外経費に使用したとき。
- (2) 申請内容および報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他法令またはこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額が確定した後においても適用することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還させるものとする。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額および支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 前項に定める当該帳簿および証拠書類を事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(個人情報の保護)

第19条 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に使用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に規定する内容を遵守しなければならない。

(標準処理期間)

第20条 規則第4条に規定する補助金の交付の決定、規則第8条に規定する変更(中止・廃止)の承認および規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第21条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく状況報告、第10条の規定に基づく実績報告、第12条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告または第13条の規定に基づく交付の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

別表（第4条関係）

経費の種類	経費の説明	補助率	補助金の額
賃金	助成対象事業の実施のために臨時に雇用する場合に限る。	10分の10	予算の範囲内かつ補助対象経費の範囲内とし、上限および下限を次のとおりとする。 なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。 上限額 1,500千円 下限額 500千円
諸謝金	指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼		
旅費交通費	移動、宿泊に係る経費		
食糧費	会議等で提供するお茶代等に限る。		
消耗品費	事務用品、材料、資材等の購入費		
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費		
保険料	活動のための保険料		
広告宣伝費	取組周知のための広告費		
通信運搬費	郵送料、物品等の運搬費等		
委託費	専門家などへ委託するための費用（事業全体経費の2分の1以内とする。）		
使用料・賃借料	会場、設備使用料、機材リース料等		
備品購入費	事業実施に真に不可欠と認められる備品の購入費（事業全体経費の2分の1以内とする。）		

様式第1号（第5条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 交付申請書

年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名 担当者		（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり、同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

1 補助金申請額 金 円

2 関係書類

- ・事業計画書
- ・補助事業にかかる収支予算書
- ・役員名簿（法人または団体の場合）

様式第2号（第6条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 交付決定通知書

滋子青第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、滋賀県補助金等交付規則第6条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払い

3 条 件

- 補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱に定めるところに従うこと。
- この補助金に係る事業について、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱第7条に掲げる変更等が生じる場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- 補助事業者に対して、知事が事業の遂行状況の報告を求め、または必要な調査を行う場合、補助事業者は協力すること。

様式第3号（第7条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 変更（中止）申請書

番 号
令和 年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所
氏名 （法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名 （法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
担当者
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋子青第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の実施について、下記のとおり変更（中止）の承認を受けたいので、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

2 関係書類

・事業実施計画書（別紙1）

・収支予算書（別紙2）

3 変更（中止）理由

様式第4号（第7条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 変更（中止）承認決定書

滋子青第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）については、下記のとおり交付する。（事業を中止することについて承認する。）

記

1 変更後交付決定額 金 円

2 支払い方法 精算払い

3 交付条件

- （1）補助事業者は、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱に定めるところに従うこと。
- （2）この補助金に係る事業について、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱第7条に掲げる変更等が生じる場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- （3）補助事業者に対して、知事が事業の遂行状況の報告を求め、または必要な調査を行う場合、補助事業者は協力すること。

様式第5号（第9条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 遂行状況報告書

番 号
令和 年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者	住所	
	氏名	（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名 担当者		（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
	連絡先 電話番号	

令和 年 月 日付け滋子青第 号で補助金の交付決定の通知を受けた上記補助事業の遂行状況について、滋賀県補助金等交付規則第11条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況（別紙のとおり）

2 事業着手 令和 年 月 日

3 事業完了予定 令和 年 月 日

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

(2) 支出の部

区分	予算額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	備考

2 事業別状況

費目	実施計画		出来高		進捗率 (B)/(A)	備考
	事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)		

様式第6号（第10条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 実績報告書

番 号
令和 年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所
氏名 （法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）
発行責任者・氏名 （法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
担当者
連絡先
電話番号

令和 年 月 日付け滋子青第 号で地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）の交付の決定の通知があつた地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

1 補助金精算額 金 円

2 関係書類

- （1）事業実施報告書（別紙3）
- （2）収支決算書（別紙4）
- （3）事業実施を証する写真
- （4）支出の根拠を示す資料（補助対象経費に係る領収書等の写し）
- （5）その他参考となる資料

様式第7号（第11条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 交付額確定通知書

滋子青第 号
令和 年 月 日

様

滋賀県知事

令和 年 月 日付け滋子青第 号で交付決定をした地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）については、令和 年 月 日付け様式第6号による実績報告書に基づき、次のとおり額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

滋賀県知事 へ

補助事業者名

消費税等仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け滋子青第 号で交付決定通知があった地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）について、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 令和 年 月 日付け滋子青第 号による補助金の額の確定通知額 金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額 金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

様式第9号（第13条関係）

地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金
（「健康しが」活動創出支援事業） 交付請求書（概算払）

金 _____ 円

年 月 日付け滋子青第 号で決定通知のあった地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）について、概算払により上記金額のとおり交付されるよう、地域の魅力を生かす子どもの居場所づくり推進事業費補助金（「健康しが」活動創出支援事業）交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

請求者 住所
団体（法人）名
代表者氏名

発行責任者 氏名
・担当者 連絡先
電話番号